

リト答申サル、然バ日月並ニ星ヲモ祝フ可キ義也ト有シニ、サレバコン廿八日ヲ廿八宿ニ値テ  
 テ星ノ終リトテ、漢土ニテハ祝ヒ申事ノ由申サレシカバ、以後我家ノ禮ヲモ定メラレル可ト仰  
 ラレシ由、

〔安齋隨筆 後編十四〕一御當家朔日、十五日、廿八日の御禮出仕之事、朔日、十五日は昔より有し事也、  
 御禮の事は、權現様三河に御座の時、御家人皆々三河の内、我が在所々々に居てけり、御家人は皆  
 門徒衆なれば、廿八日寺詣して、此上下ついでには御機嫌をうかゞひし也、君御待ありて御逢被  
 遊しと也、此例にて今も廿八日御禮ある也、或説に朔日は日の禮、十五日は月の禮、廿八日は星の  
 禮也と云て、廿八日も上古より御禮有る事のやうにいふは誤り也、朔日望日也、是ノ禮和漢と  
 もに上古より有と、

〔倭訓栞都前編十六〕ついたち 毎月の朔望を祝ふは通例にて、内々行事に、毎月朔日、廿八日、御昆布  
 鮑と見えたり、されば廿八日は神君の時に始るといふ説は心得がたし、

〔將軍徳川家禮典録一〕享保十乙巳年

西丸江出仕之覺

月次朔日

一御三家方、并松平加賀守、溜詰、大廊下、御譜代、詰衆、御奏者番、嫡子、高家、御留守居、大御番頭、

十五日

一萬石以上、并嫡子、一交代寄合之内、表向々御禮罷出候分、一表高家、金地院、護持院、

廿八日

一布衣以上之御役人、一交代寄合、一三千石以上之寄合、一布衣以上之寄合、一法印、法眼  
 之醫師、一中奥御小性、一中奥御番